

# 包括算定経費（新型交付税）の導入

## ● 基本的な仕組み

算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税を平成19年度から導入。

地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減

H18 95(都道府県 42、市町村 53)	→	H19 68(都道府県 32、市町村 36)
---------------------------	---	---------------------------

- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

※ 基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定：抜粋）

地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

平成19年度算定額

			(単位:億円)
区分	道府県分	市町村分	合計
包括算定経費 (新型)	16,160	33,840	50,000

⋮

基準財政需要額(公債費除き)41兆円の約1割(12%)